

特記仕様書

長野県姫川砂防事務所

工事箇所名 梨平地区北安曇郡小谷村梨平2工区

- 1 本工事の設計図書は以下のとおり構成される。
 - (1) 特記仕様書
 - (2) 図面
 - (3) 共通仕様書(平成11年長野県発行「土木工事共通仕様書」)
 - (4) 現場説明事項・施工条件明示事項

- 2 この工事の現場代理人は、工事に関係する以下の図書について熟知し、施工にあたっては記載の規定によるものとする。
 - (1) 土木工事共通仕様書 (平成11年 4月:長野県土木部)
 - (2) 長野県土木工事技術指針集 (平成 6年 :長野県土木部)
 - (3) 土木工事現場必携 (平成13年 :長野県土木部)
 - (4) 長野県土木工事施工管理基準(平成12年10月:長野県土木部)

- 3 図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。

なお、適用すべき基準として、土木工事共通仕様書(平成11年4月:長野県土木部)第1編第3章第2節に定めがあるが、これに以下の図書を加える。

また、設計図書の記載とこれら図書の規定が異なる場合は、監督員と協議のこと。

 - (1) 本特記仕様書
 - (2) 設計基準(1)(2) (平成13年 4月:長野県土木部)

- 4 個別工種の施工条件について、別紙のとおり定める。

- 5 建設業法(昭和24年 法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年 法律第127号)の規定に基づく施工体制台帳の作成・提出等、適正な施工体制の確保を図ること。

- 6 「現場説明時指導事項」(平成14年8月 長野県土木部)を遵守すること。詳細は別紙-1のとおり。

- 7 請負者は、高度技術・創意工夫・社会性等に関する下記項目等を実施した場合は、工事完了までに別紙-2、3により、監督員へ提出することができる。
 - (1) 工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に係る項目。
 - (2) 地域社会への貢献として評価できる項目。

- 8 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用する機種

機 種	備 考
<p>一般工事中建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット <p>(以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；</p> <p>油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。</p>

9 抜き打ち検査について

施工途中において検査課職員または発注機関の長の指定する職員による抜き打ち検査を実施することがあります。

現場説明事項・施工条件明示事項

長野県姫川砂防事務所

工事箇所名 梨平地区北安曇郡小谷村梨平2工区

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

1 工事内容

- (1) 工事概要金抜き設計書のとおり
- (2) 本工事箇所に関連する測量、設計委託及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

2 工期関係

(1) 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して142日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

(工期は 年 月 日指定とする)

3 工程関係

- (1) 本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。

なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

発注者	工事名	工期または工事内容等	影響箇所	備考
長野県姫川砂防事務所長	平成15年度国補雪崩対策工事	平成16年3月～平成16年9月末日	NO.12～15の上部工架設	
長野県姫川砂防事務所長	平成16年度国補雪崩対策工事	平成16年7月～平成17年2月末日	NO.15～20の上部工架設	公告中

- (2) 本工事において、施工期間及び施工方法等に下記の制約条件があるため、適切な処置を行うこと。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
進入道路利用	仮設道路	住家直近を通行するため、生活・家屋への影響、路面の損傷等を与えないようにすること。

- (3) 本工事において、下記のとおり関係機関及び地域住民との協議をするものとしている。

関係機関等	事項	制約内容	時期
梨平地元区	生活環境	資材等運搬	工期中
梨平地元区	上水道関連	水源への影響	工期中
小谷村役場	村道使用	交互通行	工期中

- (4) 工期の延期については、気象、条件の相違、増工に伴うことが原則となる。このうち増工以外の理由によって工期の延長が必要な場合であっても、客観的に認められる理由が必要であり、受注者側がその理由の整備に努めること。苦情処理等に手間取ったなどという理由はこれにそぐわないものである。

4 施工計画

- (1) 施工計画書は、設計図書、「長野県土木工事共通仕様書」、「現場説明事項・施工条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、速やかに作成し、提出すること。
- (2) 変更契約後は「変更施工計画書」を作成し、提出すること。

5 用地関係

- (1) ~~本工事に必要な用地のうち、一部未買収が存在している箇所があります。買収でき次第発注者から通知を行います。~~

未買収位置	面積	特記事項

- (2) 本工事に必要な用地のうち、発注者側で借地する箇所および期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所 及び面積	借地期間	H16年4月1日～ H17年3月31日 ただし、積雪の際には工事を一時中止すること。
工事用道路	仮設道路全般	使用条件	振動、騒音などによる沿線沿住民への配慮を図ること。また、路面を傷めないように配慮すること。
		復旧方法	損傷、破損させた場合は着工前の状態に復旧する。
	約 m ²	特記事項	過去の事例では、住民からの苦情が寄せられていることから、誠意を持った対応を心がけること。

- (3) (2) 以外で必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課、市町村、農業委員会等と調整をすること。ただし、協議により、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
- (4) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。
- (5) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し、了解を得たうえで着工しなければならない。

6 周辺環境保全関係

- (1) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。
なお、当該工事は環境配慮指針適用工事とする。(特記仕様書)
- (2) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から飛散、落下しそうな土砂を確実に除去して現場ヤードから出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。

(3) ~~水替・流入防止施設~~

工種	期 間	内 容
	H 年 月 日～ 月 日 日間	

- (4) ~~本工事に伴い、一部区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、下記のとおり調査費を計上しているため、それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。なお、現地の状況等により調査範囲を変更する必要があると認められた場合は監督員に協議の上実施すること。~~

調査項目	調査数量	仕 様

- (5) 本工事施工に伴い発生する排水は、沈殿処理、PH管理等を行うなど各法令を守り、自然環境等の悪影響を及ぼすことの無いよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域及び排水用水路等に排水すること。また、排水路等については、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
余った生コンクリート、 アジター洗浄水	バッチなど	現場内であっても投棄しないこと	対策について施工計画書に明示すること

- (6) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処すること。
- (7) 地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう、掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は公衆災害防止処置を直ちに講じるとともに速やかに監督員に報告しその後の対応にあたること。

- (8) 現場周辺の井戸位置を確認し、監督員と協議の上、必要に応じ水質の監視を行うこと。これについては、変更対象とする。
- (9) 過積載防止関係
 - ・県が定める過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。
 - ・取引メーカー業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
 - ・対策について、施工計画書(施工方法)に具体的に記載すること。
 - ・工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。

7 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、共通仕様書1-1-38に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回(半日)以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。
- (3) ~~本工事における交通整理員は、下記のとおり配置を計上している。なお、近接工事などで交通量が著しく増減した場合や、道路管理者等からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合を除き原則として設計変更の対象としない。~~

工種	配置場所	配置員数	施工時間	備考
工		人/日	昼・夜	

- (4) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。
 - ・仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
 - ・車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転灯等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- (5) 現場の出入口の管理は伸縮ゲート等を用い、施錠が可能な構造とすること。
- (6) 交通規制箇所については、規制期間を極力短くし、袋小路にならないように計画すること。また、行事等の時期を把握し、地元の希望に沿う規制方法とすること。
- (7) 掘削法面の伸縮計設置
 - 掘削法面の伸縮計設置要領により、必要な処置を講ずること。
- (8) 土石流対策関係・急傾斜地崩壊対策工事関係・雪崩対策関係
 - 「砂防等工事における安全の確保について」(平成11年3月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、施工計画書による提出・実施すること。
- (9) 伸縮計等各種センサーについて
 - ~~崩壊・地滑りから作業員の安全確保のため技術管理費に、を基計上してある。~~
 - なお、安全対策にその他特別に必要となる各種センサー等の費用については、協議のうえ必要に応じ設計変更の対象とする。
- (10) 換気設備等が必要な場合
 - 有毒ガス、酸素欠乏症等の予防に要する換気設備等の費用は安全費に含まれている。

8 仮設工事等関係

- (1) 工事用道路関係
 - 公道および私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、請負者の責任において速やかに現形復旧すること。

(2) 指定仮設備

仮設備名	設計条件	特記事項

- (3) 仮設工は、撤去を原則とするが、仮設土留工、仮橋、足場等のうち、設計書および特記仕様書に明示した部分は撤去しないものとする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められる場合は撤去方法について協議をすること。

仮設物	内容	期間	条件等

		H 年 月 ~ H 年 月	
--	--	---------------	--

- (4) 請負者に起因する工期延長等にとまなう、仮設材の損料又は賃料期間の設計変更は原則として行わない。
- (5) 付帯工の範囲については、管理者との立ち会い協議により決定する。
- (6) 仮設道路として村道・私道を利用しているが、近隣住民から舗装面の損傷が著しいと指摘された場合は、臨機の応急処置を行うこと。
- (7) 仮設道路の舗装打ち換えについて監督員の指示があった場合は、費用について受注者と協議した上で、発注者側負担分についてのみ変更の対象とする。なお、過去に施工した受注者を含めて協議するものである。

9 残土・廃棄物関係

- (1) 本工事の施工において生じる産業廃棄物及び発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。なお、請負者の都合による処分先の変更に伴う運搬距離、処分費は原則として設計変更しない。
- ~~発生物のうち建設発生土の一部は、本工事の土工に使用しますので、施工方法等を協議してください。また、発生物のうちセメント・コンクリート塊は、他工区に使用するので、現場内で引渡を受けるので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管願います。~~
- 不足となる土砂は下記の場所から掘削、運搬することを想定して、運搬費を計上している。請負者の都合による提供先の変更に伴う運搬距離などは設計変更しない。

(2) 建設発生土（不足土）

受入場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項
小谷村来馬河原	小谷村指定	片道14km	

(3) 特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
アスファルト・コンクリート塊		再利用	処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t		
			直接工事費	処分費	円	運搬費
セメント・コンクリート塊	無筋 Co	再利用	処理工場名	白馬石産白馬工場 距離 5km		
			数 量	24.4 t		
			直接工事費	処分費 29,280 円	運搬費 8,620 円	
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t ・ m ³		
			直接工事費	処分費	円	運搬費
二次製品	再利用	処理工場名	工場 距離 km			
		数 量	t ・ m ³			
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
建設資材木材			処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t ・ m ³		
			直接工事費	処分費	円	運搬費

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
木くず(抜根・伐採材)		再利用	処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t		
			直接工事費	処分費	円	運搬費
汚 泥			処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t ・ m ³		
			直接工事費	処分費	円	運搬費
その他(金属クズ他)			処理工場名	工場 距離 km		
			数 量	t ・ m ³		
			直接工事費	処分費	円	運搬費

(5) 建設副産物の運搬・処理について

- ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。
- イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。
- ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。
- エ マニフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニフェスト(A、B2、D、E表)の(写)及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。
- オ 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項・記載事項

処理方法	1再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (業者)	業者名 住所			許可番号	
運搬委託先 (委託の場合)	業者名 住所			許可番号	
その他	資源化の方法など				

・添付書類

- ア 処理先の許可書の写し及び(収集運搬を委託する場合)収集運搬業者の許可書の写し
 - イ 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し
 - ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート
- (6) 再生資源利用等計画書、実施書の提出
- ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。
 - イ しゅん工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。
 - ウ 作成は、指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたFDを添付する。
 - エ 対象は、量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。
- (7) 残土処理については、作業状況の写真に加え、処分量がわかる資料(1箇所であれば、幅・長のわかる写真、数カ所であれば、一覧表を作り運搬業者からの伝票)を添付する。

10 薬液注入工

~~(1) 薬液注入に伴う水質調査、材料及び数量は次によること。~~

~~水質調査~~

水質試験	資料項目	分析回数	備考
	(1) Ph	回	
	(2)過マンガン酸カリ消費量	回	
	(3)		
	(4)		

~~観測井の設置本数~~

	ボーリング長 (m)						
	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m
設置本数	本	本	本	本	本	本	本
撤去本数		本			本	本	本

~~注入材、注入量~~

セメント乳液	水ガラス系		水ガラス系(瞬結)		工法
	懸濁型	溶液型	懸濁型	溶液型	
kl	kl	kl	kl	kl	

調査時点と地下水位、地質等に著しい変動がある場合を除き原則として設計変更の対象としない。

~~(2) 工事関係留意事項~~

~~施工計画書の際に以下に記す事項について具体的に示し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。~~

- ~~・薬液注入プラントからの流出防止対策~~
- ~~・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策~~
- ~~・路面からの流出防止対策~~

1.1 工事支障物関係

(1) ~~本工事区間において、下記のとおり支障物件の処置を行うことを予定しているため、工事着手前に、管理者立ち会いのもと試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。~~

~~なお、工は、重複して施工するので一月一日までに施工すること。~~

支障物件	管理者	位置	工事方法(見込)	移設時期
		No 付近		H 年 月
		No 付近		H 年 月

1.2 イメージアップ関係

イメージアップは計上していない。

1.3 品質及び技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録保存

土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。(現場必携P.66)

(2) 工事カルテ作成、登録について

請負者は、工事請負代金額500万円以上(H14年12月1日までは2,500万円)の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、直ちに登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。

- ・受注時登録の提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- ・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
- ・ 施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。

なお、竣工(完了)時登録済データに対して、訂正(削除)をする場合は、発注者の確認印を押印した発注機関確認書が必要となります。(確認印の必要については平成15年5月6日受付から適用となります。)

(3) 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。

(4) コンクリート品質管理の取扱いについて

ア コンクリート担当技術者の配置

- ・請負者は、50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置する。
- ・同技術者は、現場代理人との兼務は不可であるが、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能であり、施工計画書に明示する。

イ 責任分界点からの請負者が行う品質管理

- ・請負者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち合うとともに、その記録及び写真を竣工成果品として提出するものとする。(現場必携P.382 施工管理基準P.301)

ウ 生コン納品書(伝票)の扱い

- ・生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。
- ・納品書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。(現場必携P.376)

(5) 技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他指定した構造物に関して、マイクロフィルム製作費（2本）縮刷製本費（3部）が含まれているのでこれらを実施すること。

(6) 工事に使用する材料の承認

工事で、使用する材料は「材料承認願い」を提出して承認を得ること。ただし、一括承認済である材料は「材料承認願い」の提出は不要であるが、品質管理上必要な書類となるので竣工書類には添付すること。

1.4 使用材料

(1) 木材は原則として県産材を利用すること。(木ぐい)

(2) 施工計画提出時には県産材の素材供給段階における産地証明書（「長野県産材土木用材産地証明書発行基準」参考）等により監督員の確認を得ること。

(3) 竣工書類に産地証明書等を添付すること。

(4) 県産材の供給困難等の理由により使用できない場合は別途協議のこと。

1.5 各種調査・試験に対する協力

(1) 「土木工事共通仕様書」1-1-15にもとづき、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等及び試験に対して、協力しなければならない。

ア 公共事業労務費調査

・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。また、工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

イ 諸経費動向調査

ウ 施工合理化調査（歩掛実態調査）

・施工合理化調査に該当となった工種については、発注者から指示があるとともに、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

1.6 その他

(1) 関係機関・自治体等との近接協議

関係機関	近接内容	条件等
J R東日本	資材運搬時の線路横断	狭隘な線路踏切のため、方法等について協議すること。

(2) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

(3) 新技術・新工法・特許工法を指定

使用場所	工法	施工条件

(4) 部分使用を行う箇所

使用場所	時期	条件
No ~ No	H 年 月 日から	

(5) 給水の必要がある場所

~~杭施工に伴い、下流の水源地に影響を与える可能性があるため、監督員と協議し、事前からの給水対応が必要と見込まれる場合は、必要な施設・試験・管理を行うこと。これに要する費用は、変更の対象とする。~~

~~下記には、給水する場合の条件を表示する。~~

給水場所	取水箇所	方法	条件

(6) 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努める。

- (7) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対する工事現場の開放やPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等の構造改善対策にも配慮する。
- (8) 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出する。
- (9) 生コンクリートをはじめとして、主要な材料は管内工場の価格により積算しているため、これらを管外から搬入する場合は協議すること。

17 質問書について

- (1) 入札公告による。

18 その他

- (1) 仮設道路沿線家屋への工事および運搬路使用による影響を把握するため、工事着手前の事前家屋調査業務を別途計画している。工事中、工事完了後において家屋等の所有者から損傷等の苦情が寄せられた場合はまずは誠意を持って対応し、監督員へ早急に連絡すること。また、損傷等と工事との因果関係を精査した結果、施工業者が原因とされる損傷等については施工業者負担となる。
- (2) 植生シートは環境型とする。

現場説明時指導事項

- 1 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- 2 建設工事の適正な施工の確保について
 - (1) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
 - (2) 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
 - (3) 請負者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者証の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
 - (4) 上記（1）（2）及び（3）のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- 3 労働福祉の改善等について
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- 4 建設業退職金共済制度について
 - (1) 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に事務所に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定期を書面により申し出ること。
 - (4) 建設業者は、（3）の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、（3）の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
 - (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
 - (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請け業

者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

5 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠装着車、物品積載装置を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (9) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	請負者名	
項目	評価内容	備考
高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	施工規模	
	構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	技術固有	特殊な工種及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用
	自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象条件の影響 地すべり、急流河川、潮流等、動植物等
	周辺環境等、 社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚染等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応
創意工夫	準備・後片付け	
	施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	品質関係	
	安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	施工管理関係	
	その他	
社会性等 地域社会や 住民に対する 貢献	地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に に レ点マーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。